

## 「スピロメシフェン」「セダキサン」「テブフロキン」「トルプロカルブ」「フルフェノクスロン」「ペンチオピラド」「マンデストロビン」「ミルベメクチン」「レピメクチン」及び「オキシポコナゾールフマル酸塩」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項及び第2項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

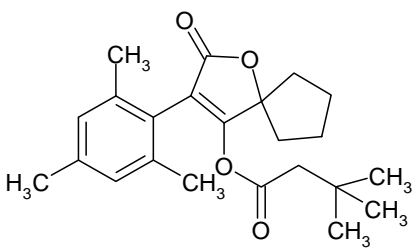
1. スピロメシフェン（農薬）
2. セダキサン（農薬）
3. テブフロキン（農薬）
4. トルプロカルブ（農薬）
5. フルフェノクスロン（農薬）
6. ペンチオピラド（農薬）
7. マンデストロビン（農薬）
8. ミルベメクチン（農薬）
9. レピメクチン（農薬）
10. オキシポコナゾールフマル酸塩（農薬）

## スピロメシフェン

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成25年10月28日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	スピロメシフェン(Spiromesifen)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	環状ケトエノール系の殺虫剤である。脂質生合成に關与するアセチルCoAカルボキラーゼを阻害し、殺虫活性を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物:りんご、おうとう等 今回、かんきつへの適用拡大申請 使用方法:散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準: とうもろこし、小麦等 カナダ基準: ほうれんそう、ケール等 E U 基 準: トマト、きゅうり等 豪 州 基 準: クランベリー ニューージーランド基準: トマト等
食品安全委員会での評価等	【1】平成17年8月23日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成18年7月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年6月28日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成21年1月20日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年6月25日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成22年8月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年6月30日 食品健康影響評価結果 受理 【4】平成23年11月15日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年5月24日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.022 mg/kg 体重/day	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## セダキサン

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成25年10月24日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づき「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	セダキサン(Sedaxane)	
構造式	<p style="text-align: center;"><i>trans</i> 異性体</p> <p style="text-align: center;"><i>cis</i> 異性体</p>	
用途	殺菌剤	
作用機構	ピラゾールカルボキサミド系殺菌剤である。コハク酸脱水素酵素阻害剤であり、TCAサイクルを阻害すると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI= 0.11 mg/kg 体重/day
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準:とうもろこし、ばれいしょ、小麦等 カナダ基準:小麦、大麦、だいず等 豪州基準:穀類等 EU、ニュージーランド:基準なし
		インポートトレランス要請:ばれいしょ(米国)
食品安全委員会での評価等	初回	

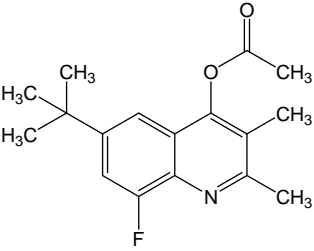
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## テブフロキン

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成25年11月8日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	テブフロキン (Tebufloquin)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	キノリン系殺菌剤である。ミトコンドリア電子伝達系を阻害することにより、殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 水稻 今回、茶、だいち、はくさい等への適用拡大申請 使用方法: 茎葉散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド*: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成22年6月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年3月1日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成24年6月25日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年8月6日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.041 mg/kg 体重/day	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## トルプロカルブ

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成25年11月8日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請及び魚介類への基準値設定の要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	トルプロカルブ (Tolprocarb)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	カーバメート骨格を有する殺菌剤である。イネいもち病菌の感染阻害活性を持つと考えられているが、詳細な作用機構は不明である。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。 今回、水稻への新規登録申請及び魚介類への基準値設定要請 使用方法：散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## フルフェノクスロン

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成25年11月25日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	フルフェノクスロン (Flufenoxuron)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ベンゾフェニル尿素系に分類される殺虫剤である。キチン質合成を阻害することによる昆虫生育（脱皮）阻害作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: りんご、かんきつ、キャベツ等 今回、ズッキーニ、マンゴー等への適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: りんご、ぶどう、オレンジ、羊、馬等 カナダ基準: りんご、オレンジ、なし EU基準: かんきつ、仁果類、ぶどう、きゅうり等 豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成16年8月3日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成18年7月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年4月19日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成22年6月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年6月23日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.037 mg/kg 体重/day	

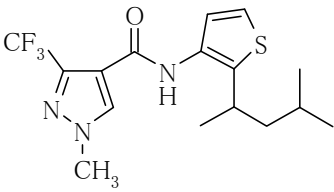
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## ペンチオピラド

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成25年12月2日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ペンチオピラド(Penthiopyrad)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ピラゾール系殺菌剤である。ミトコンドリア電子伝達系複合体Ⅱの阻害作用により、ATP合成を阻害するものと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: キャベツ、きゅうり等 今回、かんきつ、にら、小球核果類への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.1 mg/kg 体重/day
	国際基準	にんじん、セルリー等
	諸外国	米国基準: だいず、なたね等 カナダ基準: 米、ブロッコリー等 EU基準: かぼちゃ、にんにく等 豪州基準: たまねぎ、いちご等 ニューージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成19年5月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年10月4日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成23年6月8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年5月10日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成25年1月30日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年4月22日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.081 mg/kg 体重/day	

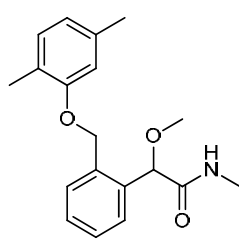
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# マンデストロビン

## 1. 今回の諮問の経緯

- 平成25年11月25日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	マンデストロビン(Mandestrobin)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ストロビルリン系の殺菌剤である。ミトコンドリア内チトクローム系に作用し、その電子伝達を阻害することにより細胞の呼吸阻害を引き起こすと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。 今回、非結球あぶらな科葉菜類、りんご等への新規登録申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議



## ミルベメクチン

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成25年11月8日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ミルベメクチン (Milbemectin)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	16員環マクロライド骨格を有する殺虫剤である。ダニ、昆虫及び線虫の神経系の塩素イオンチャンネルを活性化し、運動麻痺により殺虫活性を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: りんご、なす等 今回、茶の使用時期の適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	EU基準: ホップ、レモン等 豪州基準: ペPPER、いちご等 ニュージーランド基準: アボカド、いちご等 米国、カナダ: 基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成17年11月8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成18年7月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年4月2日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成23年10月6日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年5月10日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】平成25年6月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年8月5日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>ADI = 0.03 mg/kg 体重/day</p>	

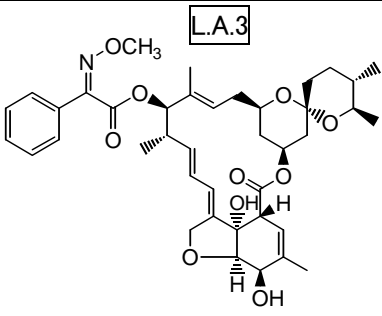
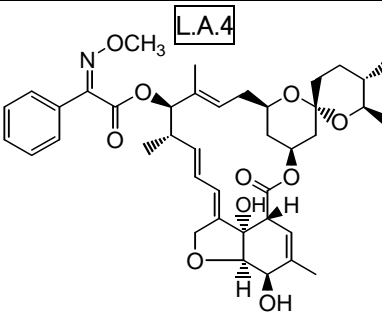
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## レピメクチン

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成25年10月28日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	レピメクチン (Lepimectin)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	マクロライド系の殺虫剤である。昆虫等の神経系の塩素イオンチャンネルに作用すると考えられている。	
日本における登録状況	<p>農薬登録がなされている。</p> <p>適用作物: トマト、なす等</p> <p>今回、かぶ、きゅうり等への適用拡大申請</p> <p>使用方法: 散布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成19年3月5日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年3月26日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成23年3月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年2月16日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>ADI = 0.02 mg/kg 体重/day</p>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# オキシポコナゾールフマル酸塩

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	オキシポコナゾールフマル酸塩 (Oxpoconazole fumarate)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	イミダゾール系の殺菌剤である。ステロール生合成を阻害することで殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: りんご、おうとう等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回 (平成 11 年 12 月 15 日 残留農薬安全性評価委員会にて評価) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ADI = 0.030 mg/kg 体重/day</span>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【スピロメシフェン】

・作物残留試験

【テブフロキン】

・作物残留試験

・土壌残留試験

【フルフェノクスロン】

・作物残留試験

【ペンチオピラド】

・作物残留試験

【ミルベメクチン】

・作物残留試験

【レピメクチン】

・作物残留試験